

平成27年10月1日
消 防 庁

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見募集結果、省令等の公布

消防庁では、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）及び特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（案）の内容について、意見募集においていただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、当該省令等を本日公布しました。

1 省令等の内容

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第15条第1項の規定に基づき、特定事業所ごとに設置が義務づけられている特定防災施設等のうち、消火用屋外給水施設の配管に関しては、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）の規定により鋼製に限定されていましたが、優れた耐震性、耐腐食性等を有する合成樹脂製の管を使用できるよう同省令を改正するものです。

また、この省令改正に伴い、特定防災施設等に対する定期点検の実施方法（昭和51年消防庁告示第8号）の一部を改正するものです。

2 意見募集の結果

省令案等について、平成27年7月24日から平成27年8月27日までの間、意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、[別紙1](#)のとおりです。【参考】

「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見募集」
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/07/270723_houdou_1.pdf

3 省令等の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、以下の省令等を本日付で公布しました。

- 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（平成27年総務省令第86号）
改正省令改め文 [別紙2](#)
改正省令新旧対照表 [別紙3](#)
- 特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（平成27年消防庁告示第14号）
改正告示改め文 [別紙4](#)
改正告示新旧対照表 [別紙5](#)



（事務連絡先）

消防庁特殊災害室

（担当：宮崎補佐、酒川係長）

TEL 03-5253-7528（直通）

FAX 03-5253-7538

【石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令(案)等についての御意見及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する総務省の考え方	御意見の反映の有無
No. 1	改正省令案第 10 条第 1 項第 2 号ハ「合成樹脂製の管及び管継手は、火災の熱等の影響を受けないように設置されていること。」とあるが、本文に埋設を基本とする旨を加え、ただし書で例外を定めることにより、埋設以外においても使用可能である旨を明示すべきではないか。	当該条文は、「石油コンビナート等の消火用屋外給水施設における合成樹脂配管の使用に関する検討会報告書（平成 27 年 3 月）」の検討結果を踏まえた内容となっております。 [参考] 報告書掲載 URL http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h26/yagai_haikano02/houkokusyo.pdf	なし
No. 2	改正省令案第 10 条第 1 項第 2 号ハ「合成樹脂製の管及び管継手は、火災の熱等の影響を受けないように設置されていること。」とあるが、「火災の熱等の影響を受けないように設置されていること」の具体的な方法について改正省令本文中においても明確にすべきではないか。	当該条文は、「石油コンビナート等の消火用屋外給水施設における合成樹脂配管の使用に関する検討会報告書（平成 27 年 3 月）」の検討結果を踏まえた内容となっております。 [参考] 報告書掲載 URL http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h26/yagai_haikano02/houkokusyo.pdf	なし

番号	御意見の概要	御意見に対する総務省の考え方	御意見の反映の有無
No. 3	<p>石油コンビナート等の消火用屋外給水施設における合成樹脂管が適合すべき消防庁長官が定める基準は、消防法上の消火設備と同様に平成13年消防庁告示第19号(以下「平成13年告示」という。)の基準のことであるか。</p> <p>また平成13年告示中いずれの種類消火設備に対応する試験をすればよいか明確にすべきではないか。既に平成13年告示における各消火設備の種類に応じた試験に合格した配管は、省令改正後も試験は不要であるか否か明確にすべきではないか。</p>	<p>省令中の「消防庁長官が定める基準」は、平成13年告示の基準のことであり、同告示「第三 管等の性能」に規定される屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の配管に適用される試験に合格しなければなりません。</p> <p>なお、既に平成13年告示で定める試験に合格した配管であっても、石油コンビナート等の消火用屋外給水施設として求められる要求性能について、消防庁長官が定める基準に適合する必要があります。</p>	なし
No. 4	<p>省令改正では使用が認められる合成樹脂管のJIS規格番号や名称(類似するものも含む)を明記すべきではないか。</p>	<p>JIS規格は管のみの性能を規定していますが、消防庁長官が定める基準(平成13年消防庁告示第19号)では、管継手に管を接続したもの(「管等」)を一体のものとして各種試験に合格することを求めているなど、現在のJIS規格が定める内容では、必要な性能が確保されないため、JIS規格は引用しておりません。</p>	なし

番号	御意見の概要	御意見に対する総務省の考え方	御意見の反映の有無
No. 5	<p>合成樹脂管の施工方法として、電気融着接合と熱融着接合(バット融着接合)があるが、今回の省令改正後熱融着接合を施工方法として用いることは可能か否かや、バット接合部の評価をどのように行えばよいのかを明確にすべきではないか。また、ダクタイル鋳鉄製の管継手も使用可能となるよう、改正対象としていただきたい。</p>	<p>改正省令第10条第1項第2号イに「合成樹脂管を接続するものの管継手にあつては、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第6号ホ（ロ）に規定する消防庁長官が定める基準に適合する」ことを規定しており、熱融着接合による施工方法のものやダクタイル鋳鉄製の管継手についてもこの基準を満たすことが必要です。</p>	なし
No. 6	<p>合成樹脂製の管及び管継手基準に適合しているとの判断は、生産者による『自己認証』または第三者による『第三者認証』が必要なのかを、明確にすべきではないか。</p>	<p>市町村長等が、合成樹脂製の管等が基準に適合しているかどうかの検査を行うに当たっては、必要に応じて、第三者による認証を活用するものと考えられます。</p>	なし
No. 7	<p>規制の事前評価書(要旨)に民間の任意団体名が記載されているが、今回の省令改正と当該団体名は関係がないと考えられるので修正すべきではないか。</p>	<p>ご指摘の記載は、「石油コンビナート等の消火用屋外給水施設における合成樹脂配管の使用に関する検討会報告書(平成27年3月)」(3.1(7)4)施工に係るコスト(P8))の記載を引用したものです。</p>	なし

番号	御意見の概要	御意見に対する総務省の考え方	御意見の反映の有無
No. 8	今回の石油コンビナート等の消火用屋外給水施設に加え、同様の消火用設備である連結送水管での合成樹脂管使用についても使用者から強い要望を受けており、引き続きの検討を要望したい。	今回の省令等改正では連結送水管は検討対象としておりません。	なし

※省令（案）等について3件（合計8項目）の御意見をいただきました。

○総務省令第八十六号

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十五条第一項の規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月一日

総務大臣 山本 早苗

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令
石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号イ中「鋼製」の下に「又は合成樹脂製」を加え、同号イに次のただし書を加える。

ただし、合成樹脂製の管にあつては、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第六号ニ（ロ）に定める基準に適合するものに限ることとし、合成樹脂製の管を接続するものの管継手にあつては、同号ホ（ロ）に規定する消防庁長官が定める基準に適合するものに限ることとする。

第十条第一項第二号ロを次のように改める。

ロ 鋼製の管、管継手及びバルブ類等は、地上に設置されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 防護構造物内に設けられるとき。

(2) 寒冷の度の著しい地域にあつて、外面の腐食を防止するための措置及び漏水を点検することができ、きる措置を講ずる場合であつて、市町村長等が適当と認めたととき。

(3) 合成樹脂製の管と接続する場合において、外面の腐食を防止するための措置を講じたときであつて、市町村長等が適当と認めたととき。

第十条第一項第二号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 合成樹脂製の管及び管継手は、火災の熱等の影響を受けないように設置されていること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）新旧対照条文
 ○石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（構造） 第十条（略） 一（略） 二 配管 イ 鋼製又は合成樹脂製であること。ただし、合成樹脂製の管にあつては、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第六号に定める基準に適合するものに限ることとし、（ロ）に定める基準に適合するものの管継手にあつては、同号ホ（ロ）に規定する消防庁長官が定める基準に適合するものに限ることとする。</p> <p>ロ 鋼製の管、管継手及びバルブ類等は、地上に設置されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 防護構造物内に設けられるとき。</p> <p>(2) 寒冷の度の著しい地域にあつて、外面の腐食を防止するための措置及び漏水を点検することができる措置を講ずる場合であつて、市町村長等が適当と認めるとき。</p> <p>(3) 合成樹脂製の管と接続する場合において、外面の腐食を防止するための措置を講じたときであつて、市町村長等が適当と認めるとき。</p> <p>ハ 合成樹脂製の管及び管継手は、火災の熱等の影</p>	<p>（構造） 第十条（略） 一（略） 二 配管 イ 鋼製であること。</p> <p>ロ 地上に設置されていること。ただし、防護構造物内に設けられるとき、又は寒冷の度の著しい地域にあつて、外面の腐食を防止するための措置及び漏水を点検することができる措置を講ずる場合であつて、市町村長等が適当と認めるときは、この限りでない。</p>

2
3
4
三
（略）
（略）

ニ| 響を受けないように設置されていること。
当該地方の気候等の条件を考慮して、必要な凍
結防止措置が講じられていること。

2
3
4
三
（略）
（略）

ハ| 当該地方の気候等の条件を考慮して、必要な凍
結防止措置が講じられていること。

○消防庁告示第十四号

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）第十五条第三項の規定に基づき、特定防災施設等に対する定期点検の実施方法（昭和五十一年消防庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月一日

消防庁長官 佐々木敦朗

第三号（一）ア中「漏洩」を「漏えい」に改め、同号（二）カ中「配管」を「鋼製の配管（合成樹脂製の管と接続する場合を除く。）」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件

○特定防災施設等に対する定期点検の実施方法（昭和五十一年消防庁告示第八号）新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>特定事業者は、特定防災施設等（代替施設等を含む。）に対する外観点検、機能点検及び総合点検を、それぞれ一年に一回以上、次の方法により実施するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 総合点検の実施方法</p> <p>（一） 防止堤</p> <p>ア 防止堤内に流出油等が堤外に漏えいするおそれがないかどうかを確認すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>（二） 消火用屋外給水施設</p> <p>ア、オ （略）</p> <p>カ 寒冷の度の著しい地域にあつて、鋼製の配管（合成樹脂製の管と接続する場合を除く。）を地下に設置するものにあつては、漏水を検知できる計器等により、漏水がないかどうかを確認すること。</p> <p>（三） （略）</p>	<p>特定事業者は、特定防災施設等（代替施設等を含む。）に対する外観点検、機能点検及び総合点検を、それぞれ一年に一回以上、次の方法により実施するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 総合点検の実施方法</p> <p>（一） 防止堤</p> <p>ア 防止堤内に流出油等が堤外に漏洩するおそれがないかどうかを確認すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>（二） 消火用屋外給水施設</p> <p>ア、オ （略）</p> <p>カ 寒冷の度の著しい地域にあつて、配管を地下に設置するものにあつては、漏水を検知できる計器等により、漏水がないかどうかを確認すること。</p> <p>（三） （略）</p>